

「企業年金税制に関する重点要望」 説明資料

1. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃

- 来年3月末で課税凍結期限切れ
- 確定拠出年金(DC)・確定給付企業年金(DB)は、一度も課税されたことがない。(1999年以降、現在まで課税凍結中)

■特別法人税の詳細

項目	確定拠出年金(DC)		確定給付企業年金(DB)
	企業型	個人型	
課税対象	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 積立金 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> (運用益) </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 積立金※1 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> (運用益) </div>
積立金額(2012年度末)	74,500億円(企業型・個人型の合計)		500,259億円
適用税率	積立金に対し特別法人税1.173%課税※2		従業員掛金分を控除した積立金に対し特別法人税1.173%課税※2

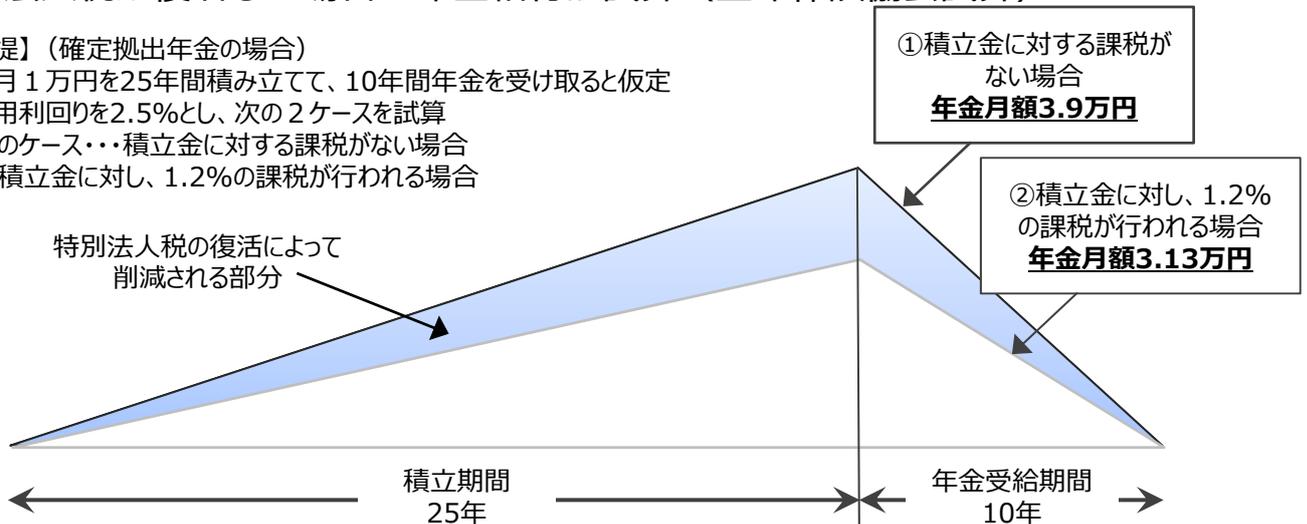
※1:従業員掛金分は対象外
 ※2:税率1.173%のうち、国税1%・地方税0.173%。厚生労働省の試算によると、凍結による税の減収額は国税▲5,753億円、地方税▲995億円(2013年3月末時点)。

- 特別法人税が課税された場合、**毎年積立金を毀損し、企業年金の安定的な運営に悪影響**
- 将来の年金給付額は、特別法人税が復活すると、20%減少**(毎月1万円を25年間積み立てた場合、月3.9万円⇒月3.13万円)

■特別法人税が復活した場合の年金給付額試算(生命保険協会試算)

【前提】(確定拠出年金の場合)

- ・毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取ると仮定
- ・運用利回りを2.5%とし、次の2ケースを試算
- ①のケース・・・積立金に対する課税がない場合
- ②積立金に対し、1.2%の課税が行われる場合



2. 確定拠出年金(DC)に係る税制改正

(1) 拠出限度額の大幅な引き上げ

- 確定給付企業年金(DB)には拠出限度額の制約がない一方、DCの掛金拠出は、企業型・個人型で4つの限度額あり
- DCとは別に確定給付型の年金が有ると、大きな制約

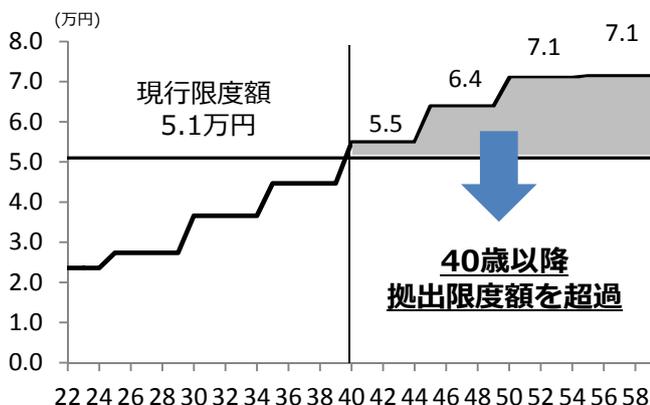
■ DCの拠出限度額

分類		拠出限度額	
DB	なし	なし	
DC	企業型年金	確定給付型の年金制度を実施していない場合	月額 5.1万円
		確定給付型の年金制度を実施している場合	月額 2.55万円
	個人型年金	自営業者等（第一号被保険者）	月額 6.8万円
		確定給付型の年金制度も企業型年金も実施していない場合（第二号被保険者）	月額 2.3万円

- 平均的な企業の賃金カーブや退職金水準を考えると、たとえば、中高年層や役職の高い者の掛金が、企業型DCの拠出限度額を超過
- 現在の拠出限度額では、**DC中心の退職給付制度構築は困難**

<年齢毎のDC掛金拠出額（年額）のイメージ>

〔前提〕 DB制度を抜本見直し、DC中心の退職給付制度を構築（拠出限度額5.1万円のケース）
 〔前提〕 大卒モデル退職金・モデル賃金（中労委）を前提にDC掛金を設計（注）



40才以降全年齢で拠出限度額超過

- 超過額は**月最大約2万円**
- 超過額累計は**300万円を超える**

本人にとって大きな不利益発生
 DC制度改定にあたり、労使双方にとって非常に大きな障害

<注> DC掛金は、賃金水準にリンクして拠出することとする

DC掛金拠出額 = 賃金※1 × 定率※2

※1 賃金：「賃金事情等総合調査（中労委 2012年 大学卒、事務・技術労働者、総合職相当）」

※2 定率：60歳時モデル退職金額を最終到達点とし、想定利回りで割り引き、11.2%に決定

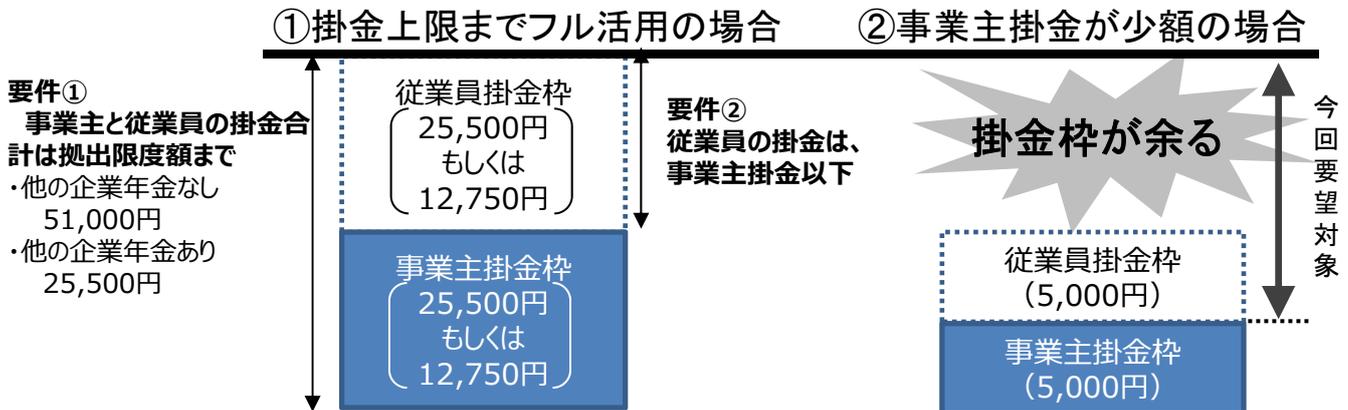
・60歳時モデル退職金（大卒・事務技術）：2,678万円 「賃金事情等総合調査（中労委 2011年）」、DC想定利回り：1.0%

2. 確定拠出年金(DC)に係る税制改正

(2) 拠出限度額内でのマッチング拠出の完全自由化

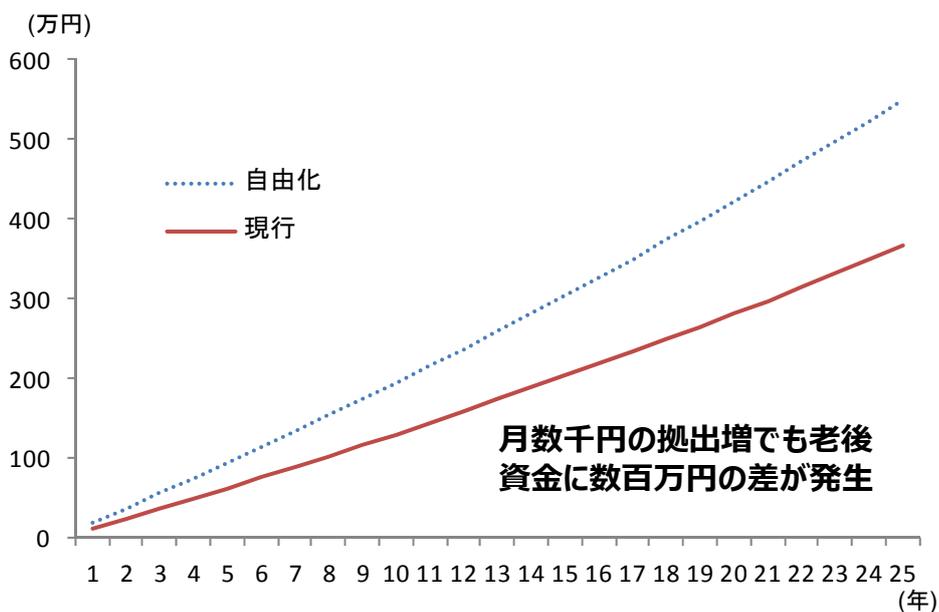
➤ 従業員本人の掛金額は、事業主掛金を超えてはいけない厳しい制約が設けられている。

■ マッチング拠出イメージ



- 従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、**事業主掛金が少額に留まる場合、自助努力による積立増を阻害**
- マッチング拠出を導入する企業は、着実に増加
 拠出限度額内でのマッチング拠出を完全自由化すれば、**従業員にとってDC加入のメリットは増し、自助努力のインセンティブ向上も期待**

■ 従業員の拠出額を自由化した場合の積立金額推移



【前提】

- 運用利率：年利1.5%
- 運用期間：25年
- 掛金
 - ・自由化 事業主5,000円 従業員10,000円
 - ・現行 事業主5,000円 従業員5,000円

2. 確定拠出年金(DC)に係る税制改正

(3) 中途引き出し要件の緩和

- 退職金や確定給付企業年金(DB)と異なり、DCは、貯蓄の性格を排除するため、退職した場合であっても、60歳未満での受け取りが厳しく制限されている。

■企業型DCの脱退一時金を受け取ることができる条件

以下、①～③のすべてを満たす必要がある。

NO	条件の概要
①	個人別管理資産が、 <u>1万5千円以下</u> であること
②	他の企業型DCや個人型DCの加入者・運用指図者※ではないこと
③	資格を喪失した日の翌月から数えて6か月以内であること

※運用指図者とは、掛金を拠出せず、資産の運用指図のみを行う者。(例：転職先にDBが導入されているが、DCが導入されていない場合など)

- DC・DB等わが国の企業年金は、退職金との関係が深く、企業の退職給付制度の一つとして活用
- 従業員側も、退職金に対するニーズが高く、退職直後の生活資金や公的年金支給までのつなぎ資産として活用可能。

⇒DCの中途引き出し要件を緩和し、退職金と同様に、退職した時点での受け取りも可能とすれば、労使双方から見たDCの魅力が増す。